

令和6年度 学校開放施設使用団体登録申請について

1 登録要件（下記の全ての要件を満たす必要があります）

- ① 主として、スポーツ・レクリエーション活動を目的とした団体であること。
- ② 希望の学校区内に10人以上（夜間照明施設（校庭）のみを使用希望の場合は市内に10人以上）が住所を有し、代表者として成人が含まれる団体であること。
- ③ 特定の政党を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治活動を目的とした団体でないこと。
- ④ 特定の宗教団体を支持し、又は反対するための使用その他宗教的活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 営利を目的としない活動であること。

※営利を目的としていると判断した場合は申請を受理しませんのでご了承ください。

2 申請に必要な提出書類（必ず最新の様式でご提出ください）

- ① 提出書類のチェックリスト
- ② 学校開放施設使用団体登録申請書
- ③ 学校開放施設使用団体員名簿（必要事項が記載されている場合は任意の様式でも可）
- ④ 学校開放施設使用についての確認書
- ⑤ 学校開放施設使用団体鍵借用届（芦原小学校使用団体を除く。）
- ⑥ 貸与中の鍵（芦原小を除く前年度登録団体のみ）※郵送・電子メール申請の場合は鍵の状態の確認のため申請時の写真を添付

会費等の費用を徴収する団体においては、別途資料（決算書類等）の提出を求める場合があります。

3 提出方法等 ※令和6年度団体登録の申請受付期間は、下記期間のみとなります（随時受付は行っておりません）。

- ① 受付期間：令和6年1月15日（月）から2月13日（火）まで（必着）

提出方法：文化スポーツ課（34番窓口）へ開庁時間内に持参（郵送又は電子メールによる提出も可）

※新規団体は窓口のみの受付となります。

4 開放の施設、期間及び時間

施設の使用期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日となります。

学校の部活動、学校等の各種行事、工事等で開放日時が制限される場合があります。

また、年末年始（12/30～1/3）の使用はできません。

開放期間	施設	開放時間
学校の休業日	校庭（※1）	午前8時から午後4時まで 午後6時から午後9時まで（※2）
	体育館・武道場	午前8時から午後9時まで
上記以外の日	校庭（※1）	午後7時から午後9時まで（※2）
	体育館・武道場	午後6時から午後9時まで（※3）

※1 「遊び場開放」時間中は、一般利用者に開放しているため使用できません。

【遊び場開放時間】

3月15日～4月30日/9月1日～9月30日…午後4時～午後5時30分

5月1日～8月31日・・・午後4時～午後6時

10月1日～3月14日・・・午後4時～午後4時30分

なお、遊び場開放以外でも一般利用者が入る場合があります。使用団体に「占有」を認めるものではないため、排除はせず互いに安全への配慮をしながら使用してください。

※2 夜間照明設置校（戸田第二小学校、新曽中学校、美笹中学校のみ）

※3 中学校は午後7時から午後9時までの開放となります（部活動のため）。

5 学校工事予定について

戸田第一小学校及び新曽小学校、戸田南小学校（※）の校庭については、工事に伴い使用できません。希望する団体には、特例措置（他校への振替）が適用となります。その他の学校についても、工事等により一部使用制限がかかる場合があります（「工事に伴う学校施設使用制限予定について」のとおり）。

（※）・・・戸田南小学校の振替措置期間は、令和6年10月～令和7年3月となります。

6 メールアドレスの登録について

市からの連絡は原則メールにて行います。緊急かつ重要な情報の迅速な共有のため、必ずメールアドレス（受信可能なもの）を登録してください。代表者のメールアドレスがない場合は、団体構成員のメールアドレスでも登録可能です。

学校開放施設使用者注意事項・禁止事項

1 使用申請に関する注意事項

使用日時の調整は、学校ごとに設置された「運営委員会」（毎月開催され、翌月の使用日時を決める）にて調整いただきます。文化スポーツ課では使用日時の調整に関する団体間のトラブルには介入しません。団体間での話し合いの上でも使用日時の調整ができない場合は、学校単位・施設単位での使用を制限する場合があります。

なお、学校等の部活動・各種行事・工事等により使用が制限される場合があります。

2 施設使用中及び使用後に関する注意事項

次の項目が守られていない等、団体の故意により使用ルールを逸脱した活動を行っている場合と文化スポーツ課が判断した場合、使用許可の取消し又は使用の制限を行います。

- ① 許可を受けた施設・時間以外の無断使用並びに使用権の譲渡は禁止します。また、登録者以外の使用は認めません（文化スポーツ課に事前に連絡があった場合を除く。）。
- ② 学校敷地内並びに周辺での喫煙及び火気の使用は禁止します。また、校門付近での喫煙も禁止します。
- ③ 学校敷地内及び周辺道路への駐停車は禁止します（学校が認めた場合を除く。）。
- ④ 体育館のステージ及び倉庫は学校開放施設の対象外となるため、使用できません（学校が認めた場合を除く。）。
- ⑤ 体育館・武道場設備を破損するおそれのある使用（硬いボールを使った野球・サッカーの練習等）や、校庭を傷つけるような靴（スパイク等）の使用は禁止します（学校が認めた場合を除く。）。

- ⑥ 学校施設を汚損・破損させた場合は使用団体の負担にて原状回復をすること。
- ⑦ 使用時間を厳守し、夜間使用は施錠を含めて午後9時までに学校敷地外へ完全撤収すること。学校休業日の午後4時までの校庭使用についても同時刻までに完全撤収すること。
- ⑧ 大会利用（予選会含む）はできません。
- ⑨ 国や県の各関係省庁及びスポーツ関係団体（スポーツ少年団等）が発する指針・方針を遵守すること。
- ⑩ ナイター照明設置校（戸田第二小学校、美笹中学校、新曽中学校）でナイター設備を使用した場合は、利用月翌月の指定日までにはひと月分のナイター照明使用料のお支払いが必要になります。

3 禁止事項及び取消要件

（下記に違反した場合、使用停止又は使用許可取消しとなります。）

- ① 「戸田市立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則」に違反すること。
- ② 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けること。
- ③ 上記注意事項及び使用許可の条件に違反し、又は迷惑行為を行い、これに対する学校及び文化スポーツ課からの必要な指示に従わないこと。

【お問合せ】

戸田市役所文化スポーツ課 TEL：048-441-1800（内線 339）

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

メール：bunka-sport（アット）city.toda.saitama.jp

（注釈）アドレスの（アット）は@に置き換えて送信してください。